

陳 情	受 理 番 号	17	受 理 年 月 日	令和3年9月6日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	令和4年度福祉施策及び予算の充実について					

令和4年度福祉施策及び予算の充実について（要請）

日頃から社会福祉事業の推進に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、昭和48年の創設以来、県内の民間福祉施設、団体、社会福祉協議会等で構成する組織として、国、県及び市町村の社会福祉施策の充実に向けて提言及び要請等の活動を進めてまいりました。

この度、貴市の令和4年度予算編成にあたり、別紙のとおり要請いたしますので、これらの実現のため特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本要請書は貴市長あてにも送付しておりますことを申し添えます。

また、貴議会における本要請の処理結果につきまして、本会会員への報告し、次年度以降の要請活動の参考とするため、文書にて御回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和4年度福祉施策・予算に対する要請書

令和3年9月

沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会

1. 市町村地域福祉計画の充実強化について

（施策関連、継続）

令和2年の社会福祉法改正による「重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）」等の創設に伴い、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」の改正（令和3年3月31日付厚労省局長連名通知）が行われ、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、地域生活課題の解決に向けた支援体制等について具体的に明記していくことが求められている。

本県では、民間福祉団体が中心となって「THANKS（サンクス）運動」を展開し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいるが、その推進には基盤となる行政計画が不可欠である。

については、市町村地域福祉計画の策定・見直しにあつては、「市町村における包括的な支援体制整備」について明確に位置付け、体制整備に取り組んでいただきたい。

2. コミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員の配置について

（施策関連、継続）

地域においては、8050問題等の複合課題への対応や、ひきこもり、社会的孤立など、既存の制度だけでは対応できないケースやコロナ禍等で顕在化した生活困窮者の課題を受け止め、解決に導く仕組みづくりの強化が改めて求められている。

市町村社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカーは、住民が身近な圏域で主体的に課題を把握し解決を試みる取り組みとして、小地域福祉活動などの地域づくりに取り組んでいる。また、複雑・多様化した個別ケースへの対応として、インフォーマルな支援を含め、様々な関係機関と連携した個別支援を展開している。

県内市町村社協では、コミュニティソーシャルワーカーの配置が、27市町村（95人）にとどまり、配置職員の44.2%は複数業務を兼任、53.7%が非正規雇用である等十分な体制となっていないのが現状である。

については、既存の国庫補助事業の積極的な活用により、コミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員を配置に向けた体制強化を図っていただきたい。

3. 重層的支援体制整備事業の積極的活用について

（施策関連、新規）

昨今、地域においては、8050問題、ダブルケア等複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間、社会的孤立の課題など、複雑・多様化した課題が深刻化している。

国においては、このような地域生活課題に対応する体制づくりを進めるために、社会福祉法改正において、住民や福祉事業者、相談支援機関、行政等の責務を明確に位置付ける（社会福祉法第4条、第5条、第6条2項、106条の2）とともに、あらゆる関係者と連携・協働した支援体制として、「市町村における包括的な支援体制（社会福祉法第106条の3）」の構築を目指しており、具体的な施策として「重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）」が創設されております。重層的支援体制整備事業で示された「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の取り組みは、従来から社会福祉協議会が取り組んできた住民主体の支え合い活動の推進や、コミュニティソーシャ

ルワークの実践と重なるものである。

については、貴市町村における包括的な支援体制の推進に向け、これまでの取り組みや支援体制を活かし発展させていく手段として、「重層的支援体制整備事業」及び「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の積極的な活用をお願いしたい。

4. 子どもの貧困対策の充実強化について

(施策関連、新規)

「沖縄子どもの貧困対策事業」は、沖縄振興計画の特別措置として予算措置がなされ、各市町村においては、子どもの居場所の設置や子どもの貧困対策支援員の配置等が進んでおり、引き続き地域の実情に応じた施策の展開が求められている。

については、貴市町村で実施されている子どもの貧困対策事業の課題と成果を検証するとともに、子どもの居場所等の関係者の意見等を踏まえ、施策・事業の継続と充実強化をお願いしたい。

5. 総合的な権利擁護体制の整備について

(施策関連、継続)

本県における成年後見制度利用促進の取り組みにあつては、市町村計画の策定は4町村、中核機関の設置は北中城村の1か所に留まっている状況である。

また、沖縄県社会福祉協議会（以下、沖縄県社協）でも、判断能力が不十分な方々への支援のため日常生活自立支援事業を実施しており、対象者の増が今後も見込まれることから、事業実施体制の強化が必要である。

市町村圏域においては、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行の進展等や、権利擁護支援の必要な方々は今後も増えていくと想定される。

このようなことから、成年後見制度の利用促進や福祉サービス利用援助事業の実施等、市町村段階における切れ目のない権利擁護の体制づくりが必要である。

については、成年後見制度の利用促進に向けた計画策定や中核機関の設置、「福祉サービス利用援助事業」の実施等、貴市町村の実情に応じた総合的な権利擁護体制の充実強化に向け、市町村社協との連携による必要な施策を講じていただきたい。

6. 地域福祉関係予算の確保について

(予算関連、継続)

地域福祉をめぐっては、引きこもりや社会的孤立、制度の狭間の問題など、既存の制度だけでは対応できないケースが増加している中、今般の社会福祉法改正において、市町村では各分野の相談支援機関をはじめ、地域住民あらゆる関係者が連携・協働して“地域生活課題”に取り組む「包括的な支援体制づくり」が求められている。

これらの取り組み推進には、社協が従来から取り組んできた身近な圏域での住民相互の支え合い活動など、地域を基盤にしたコミュニティソーシャルワーク実践を生かした体制構築が重要である。

また、コロナ禍における生活困窮者支援など新たな課題への対応を含め、総合的な相談・生活支援等を目指し各種事業を展開している社協の役割発揮がより一層期待されているところである。

しかしながら、県内市町村社協の組織体制においては、約78%が非正規職員となっ

ており全国平均（約 69.8%）と比較しても高く、専門性を要する職員の雇用継続や確保の課題など、組織体制・基盤強化が喫緊の課題となっている。

住民会費や寄附金、共同募金配分金など自己財源が乏しい社協にとって、市町村からの運営補助金の減額や委託・補助事業の単年度更新、終期設定等は、組織の運営に深刻な事態を生じさせるものであり、住民への福祉サービスに大きな影響を及ぼすことが必至である。

以上のことを踏まえ、貴市町村におかれては、社協活動の強化を図るための地域福祉関係予算の確保に御理解いただき、地域福祉の推進に尚一層の御支援をお願いしたい。

7. ボランティアセンター等ボランティア関連予算の確保について

（予算関連、新規）

近年、各種福祉制度や災害時の支援活動にも、ボランティア活動や地域の助け合い活動が欠かせない取り組みとして位置づけられる等、制度や社会の側からボランティア・市民活動に対する期待が高まっている。

社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターは、これまで住民が地域の福祉課題への関心を活動につなげ、住民が主体的に課題解決に関わる取り組みを創出し、その活動を支援するとともに、住民が地域やボランティア活動への動機づけを図る機会として、「福祉教育」の推進にも取り組んできた。

しかしながら、ボランティアやボランティアセンターの重要性が増している一方で、ボランティア事業に係る予算やボランティアセンターの設置・運営に係る職員体制は脆弱であり、その充実・強化が必要である。

については、市町村圏域でのボランティア活動や福祉教育の取組みが推進されるよう、市町村社協が運営するボランティアセンターの事業実施体制の強化に必要な予算確保に取り組んでいただきたい。

8. 災害ボランティアセンター（VC）の設置・運営の充実強化について

（予算関連、継続）

災害が発生した場合には、自治体との協議の上、社会福祉協議会は、地域住民や地域の各団体・機関等と協働して災害 VC の運営に取り組んでいる。災害復旧を行う中で、災害 VC の活動による支援は必要不可欠なものとなっている。

災害 VC に係る経費については、令和 2 年 8 月 28 日付け内閣府事務連絡にて、被災自治体の実施する救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保に要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象としている。

また、国においては、災害発生時に災害 VC を設置・運営する具体的な手法を習得することを目的に「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」を実施しているが、令和 3 年度時点で県内で実施している自治体は無い状況である。

については、災害発生時に円滑に被災者支援を行うために、市町村社協と市町村との間で災害 VC の設置・運営に係る業務や費用負担等を明らかにした協定締結をお願いしたい。

また、災害救助法の国庫補助対象経費の請求に際しては、災害発生時に速やかに委託契約を締結することが求められており、市町村社協と協議を進めていただきたい。

併せて、災害発災時に災害 VC を速やかに設置・運営できるよう、「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」を積極的に活用するとともに、平時から円滑な

被災者支援が図られるよう、管内関係機関・団体等の連携強化の取り組みの推進についてもお願いしたい。

9. 民生委員・児童委員のなり手確保の取り組みについて

(施策関連、継続)

本県の民生委員充足率は令和3年4月1日現在81.5%で、昨年の同時期の80.1%に比べて若干増加したものの全国の充足率95%(令和元年改選時)と比較するとかなり低い。

民生委員・児童委員の欠員が生じている地域においては、担当区域外の民生委員・児童委員がその役割をカバーするなどして対応しているが、要援護者への迅速・適切な支援に支障をきたしやすいことや、現民生委員・児童委員への過重負担が懸念される。

民生委員・児童委員制度や活動の理解促進について、広く地域住民に周知広報が必要である。

については、民生委員・児童委員制度(基本的な性格や働き、活動内容等)について、市町村の広報事業等を通して地域住民の理解促進を図るとともに、各自治会への候補者の人選依頼をはじめ、各市町村行政職員・教職員の退職予定者への働きかけや地域の商工会の会員等への周知等、取り組み強化に努めていただきたい。

10. 民生委員・児童委員活動費の確保について

(予算関連、継続)

地域住民の生活課題の多様化及び複合化や地域における関係性の希薄化などを背景に、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加している。

これからの地域共生社会の実現に向けては、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動はますます重要性が増し、民生委員児童委員協議会の機能強化が一層求められてくる。

このような社会の要請に応える民生委員・児童委員の活動を行っていくためにも、十分な研修の機会の確保や関係機関・団体との連携・協働を進めるための活動費が必要である。

については、市町村独自の民生委員・児童委員の活動費および民生委員児童委員協議会への運営費の確保について特段の配慮をお願いしたい。

11. 地域包括支援センターの人員体制の充実・強化について

(予算関連、継続)

平成30年度地域包括支援センターの業務実態に関する調査研究事業報告書によると、地域包括支援センターの業務内容は、包括的支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業等の広範囲に渡っており、特に3職種やセンターの統括責任者であるセンター長は業務過重になっている。

また、今年度沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会の会員センターを対象に実施した調査では、各センターに予防プランナーが配置されるも、予防プランの申請増により3職種が対応せざるを得ない状況であることがわかった。

〈那覇市〉

さらに、介護予防マネジメント（予防プラン作成）業務の居宅介護支援事業所への委託が総件数の4割にも満たないことが明らかとなり、地域包括支援センターにおいて当該業務は大きな負担となっている。

については、各センターの業務量に応じた適正な職員配置を図れるよう必要な予算措置を講じていただきたい。

併せて、令和3年度に新設された介護予防マネジメント（予防プラン作成）業務「委託連携加算」については、管内居宅介護支援事業所の受託推進が図られるよう周知をお願いしたい。

12. 地域生活支援及び障害福祉サービスにかかる障害者相談員（ピアサポーター）の配置について

（施策関連、新規）

自ら障害や疾病の経験を持ち、同じ立場や課題を経験してきたことを活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポート（ピアカウンセリング）は、自立に向けた意欲向上や社会参加、不安解消等に効果があり、地域生活支援事業や障害福祉サービス事業に位置付けられている。

本事業における地域の協議会等にピアサポーターの配置を行うことで、障害者の社会参加と共生社会の推進が図られる。

については、市町村において、ピアサポーターの配置並びに身体・知的障害者福祉法等に規定されている相談員の委嘱について、積極的に取り組んでいただきたい。

13. 地域生活支援拠点等整備事業推進に係るコーディネーターの配置について

（施策関連、継続）

地域生活支援拠点等については、各市町村又は圏域で一つ以上整備することとしており、その拠点等の整備にあたっては連携体制の構築等を図るコーディネーターの配置が必要だと考えられる。

しかしながら、市町村においては、コーディネーターの役割を相談支援事業所等が担っていることが多いが、緊急一時保護や地域の関係団体と連携を図る調整等拠点の役割について専門的に担う人材が配置できていない。

については、各拠点のコーディネート機能が想定される相談支援事業所等に対してコーディネーターの配置に係る必要な予算確保をお願いしたい。

14. 市町村をまたぐ被措置児童の支援の迅速化について

（施策関連、新規）

これまで、児童養護施設に入所する児童や里親のもとで暮らす児童（以下、「被措置児童」）の中には、保護者との住所地が違うことにより、障がい福祉における受給者証の発行手続きや相談支援事業所の利用可否に時間を要している現状がある。

中には「これまでに里親家庭の前例がない」とのことで半年以上かかった事例もあった。

については、国が推進している新しい社会的養育ビジョンや措置制度に理解を深めていただくとともに、被措置児童の福祉サービスの利用の迅速化に御協力いただきたい。

15. 家庭復帰に向け支援しているケースの保護者が居住する市町村の支援協力について

(施策関連、新規)

平成28年の改正児童福祉法にて権利の主体が児童であることが明記され、児童らが望む家族の再統合については、その当該地域と連携を深め、安心して家庭復帰ができるよう継続的な支援を目指しているところである。これまで、被虐待等により措置入所となっている児童については支援で関わっている関係機関・団体が多く、家庭復帰に向けた調整においても関りが大きく児童養護施設としても大変心強く感じているところである。

しかしながら、要保護児童対策地域協議会の対象とならないケースなどは当該地域の関係機関・団体との連携が図れない場合もあり、家庭復帰に向けた支援に取り組む際に、施設以外の関係機関等と連携した継続的な支援が行えない状況も少なくない。

被措置児童・保護者が安心して家庭復帰できるよう、市町村においては協力体制の強化を図っていただきたい。

16. 保育施設の適正配置について

(施策関連、継続)

待機児童解消に向けて、各市町村で施設整備を進める際は、子どもの利益を追求・優先し長年保育運営に携わってきた福祉法人保育所の意見や、地域住民の意見、有識者の意見を重要視して、長期に安定した運営ができる者を選定していただきたい。

また、各市町村の保育の受入枠と充足率等の状況を調査するなど、利用者のニーズを正確にとらえたうえで保育施設を整備するとともに、保育施設の適正配置についても、市町村で責任をもって行っていただきたい。

保育所は児童福祉施設・児童保護施設という立場を忘れず、保護者優先、企業優先とならないよう、児童優先に施設整備を進めていただきたい。

17. 公立保育所の存続について

(施策関連、新規)

公立保育所の民営化が進む中、全面民営化の方針を示されている市町村もあり、これまで公立保育所が担ってきた行政機関とのパイプ役や民間施設だけでは対応困難な重度障害児保育等の受け皿がなくなることを懸念している。については、「地域の保育拠点」として位置づけるなど、公立保育所が求められている地域の保育ニーズに対して、その役割を果たすためにも全面民営化とせず一部存続していただきたい。

18. 公立保育所における看護師配置について

(施策関連、新規)

新型コロナウイルスを含め感染症予防に関する保健指導やアレルギー児への対応、事故や怪我、体調管理などについて専門知識を持った看護師を配置することで、適切かつ迅速に判断し対応することができるようになることを考える。

公立保育所においては「地域の保育拠点」としての機能も有しており、法人保育園では対応困難な重度障害児を受け入れるなど、医療的ケアの必要な子ども対応が求められる中、看護師が配置されていない。

については、現状に対応すべく看護師配置に向けた予算措置を早急に講じていただきたい。